

オープンカウンター方式についての注意事項

- 1 オープンカウンター方式とは、県が調達案件をホームページ等で公開し、参加を希望する事業者から見積書の提出を募り受注者を決定する方法です。

参加を希望する場合は、電子入札システム（以下「システム」という。）により指定の期日までに見積書を提出してください。

- 2 オープンカウンターによる見積合わせへ参加する際は、「福島県電子見積運用基準」及び「オープンカウンター方式実施要領」を遵守してください。

- 3 事業所の所在地等条件

本調達の対象事業者は、県内に本店、支店又は営業所を有するものに限定しています【県内本店、支店又は営業所】。

したがって、この条件を満たさない事業者の見積りは、無効とします。

- 4 契約金額は、システムに入力された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）としますので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額をシステムに入力してください。

- 5 仕様等について不明な点がある場合は、登録日から起算して3日目（休日を除く。）までの間に、電子入札システムにより質問を提出し確認してください。

- 6 本案件は、同等品申請が可能です。

同等品による見積書を提出する場合は、登録日から起算して6日目（休日を除く。）までの間に、カタログ等を添付して同等品申請を電子入札システムにより提出してください。承認又は不承認は、県が電子入札システムにより回答するので、同等品による見積書は、県の承認を得た後に提出してください。

- 7 当日の状況により見積合わせ実施時間がずれることがあります。また、見積合わせへの立ち会いは認めておりません。

- 8 最低価格が予定価格に達しなかった場合は、再度見積合わせを行う場合があります。

■契約書・請書の作成などについて

- 1 契約書など

契約金額（税込）が100万円以上の案件は「契約書」を2部、50万円以上100万円未満の案件は「請書」を1部作成し、提出いただくことが必要です。別途連絡いたします。50万円未満の案件は作成不要ですので「見積結果通知書」が発注の連絡になります。（発注書の送付はしません。）

- 2 提出期限

見積決定後、10日以内（土日等を除く）に提出してください。